

2023年
12月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより

傷病手当金 新様式の申請書 記入上の注意点

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更しました。今回は、「傷病手当金支給申請書」について、不備の多い点や記入上の注意点ををご紹介します。

3 ページ目 ～ 事業主が証明するところ ～

被保険者氏名 (カタカナ)	キョウカイ タロウ
勤務状況 2 ページの申請期間のうち出勤した日付を「○」で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらず記入してください。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
2 05 11 05 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
4 05 11 01 05 11 30 100000	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

(例) 通勤手当 (1 か月分)

1 2 必ず記入が必要です

- 1 被保険者氏名を記入してください。
- 2 「年」「月」を記入してください。

3 4 該当時のみ記入してください

- 3 申請期間内における出勤日を「○」で囲んでください。
- 4 出勤していない日(欠勤した日)に対して報酬などを支給した場合(欠勤控除のない手当を支給した場合)支給した日と金額を記入してください。傷病手当金の支給額が調整されます。

! ご注意ください!

- * 1 か月全日欠勤している場合でも、「年」「月」は記入してください。
- * 欠勤や有給など、「○(出勤)」以外は記入しないでください。
- * 残業手当など、出勤した日に対する報酬や、見舞金などの一時的に支給したものは記入しないでください。
- * 申請期間内において、報酬等の支給がない場合は何も記入しない(0 円も記入しない) してください。

申請書の記載漏れは、返戻や支払いの遅れにつながる場合がありますので、申請前に再度ご確認をお願いいたします。

事業主・加入者の皆様へ

令和5年度 被扶養者資格再確認における 被扶養者状況リスト等の提出について

送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬にかけて事業主様へ発送済

※すべての被扶養者様の資格再確認の必要がない場合は、事業主様へ被扶養者状況リストはお送りしておりません。

被扶養者状況リスト等は毎年必ず提出が必要となりますので、まだ提出がお済みでない事業主様は至急、同封の返信用封筒にてご提出ください。



上手な 医療の かかり方

知らないと損する医療費節約術

病気やケガをしたとき、医療機関への受診の仕方を意識したことはありますか？
今回は、医療機関を受診する際のポイントを4つご紹介します。

1 「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医は、日頃の健康状態を把握しているため、**病気の予防や早期発見、早期治療が可能**であり、病気や症状、治療法などについての**的確な診断やアドバイス**をしてくれます。また、必要に応じて**適切な医療機関を紹介**してくれるなど、かかりつけ医を持つことは、様々なメリットがあります。

2 はしご受診を控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することをはしご受診といいます。

はしご受診をすると、その都度、初診料がかかり、医療費の負担増につながります。医療機関はむやみに変えず、疑問や不安があれば、かかりつけの医師に相談しましょう。

3 受診時間に注意しましょう

休日や夜間など**診療時間外の受診は割増料金がかかります。**また、夜間や休日は限られた検査や治療しか受けられない場合が多く、診療時間内に改めて受診する必要があります。

そのため、緊急時以外は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。

4 大病院は特別の料金がかかる場合があります

大病院を紹介状を持たずに受診した場合、**「特別の料金」**がかかります。

かぜなどの軽い症状はかかりつけ医を受診しましょう。重い病気やケガなどで大病院を受診する際は、かかりつけ医に紹介状を書いてもらいましょう。

● 夜間・休日の急なお子様の症状には ●

突然のお子様の症状の対処に戸惑うときや、医療機関を受診すべきか判断に困ったときなどは、こども医療でんわ相談 **(短縮電話番号 #8000)** に電話をかけると、看護師や保健師、小児科医師に相談をすることができます。

8 0 0 0



● お近くの医療機関をお探しの方へ ●

厚生労働省の「医療情報ネット」では、地域のほか、診療科目や診療日、対応可能な疾患・治療内容等の医療機関の詳細を確認することができます。

詳しくは、こちらをご覧ください。
(厚生労働省ホームページ)



医療機関には、規模や機能によって役割があり、大病院は重症患者などに専門的な医療を提供する医療機関です。まずはお住まいの地域のかかりつけ医を受診し、必要に応じて紹介を受けるなど、**医療機関の役割に応じた適切な受診**を行うよう、お願いします。

